平成２９年（フ）第２９号
福岡県八女市本町381番地52　伊藤アパート２Ｆ北室
債務者　黒田　尚久
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第３３５号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1023番地２
債務者　坂梨　由恵
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３５９号
熊本市中央区新屋敷１丁目14番40―1108号エイルマンション新屋敷、前住所神奈川県横浜市南区南太田１丁目１番３―401号
債務者　館岡　星馬
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４１号
大分市住吉町２丁目５番10号（木下ビル202号）
債務者　北川　亮一
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４７号
大分市大字勢家1202番地の10（オリベ第３ビル302）
債務者　大内　正広
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２５６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町687番地１ボーディングハウスサダチ306号
債務者　戸上　真紀
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５８号
宮崎市堀川町18番地１　前田コーポ101号、前住所宮崎市瀬頭２丁目７番34号　ＮＳビル305号
債務者　三輪　和弘
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２６９号
宮崎市田野町甲2938番地17　Ｃ棟
債務者　松山　清美
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３０号
宮崎県日南市大字平野1493番地３
債務者　髙橋　翔太
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第３１号
宮崎県日南市大字平野1493番地３、前住所宮崎市田野町あけぼの２丁目24番地ラ・メゾン・ミニョンⅠ―203号
債務者　髙橋　幸恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第２６号
鹿児島県大島郡喜界町大字上嘉鉄716番地
債務者　岩崎　翔吾
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第２６７号
沖縄県島尻郡久米島町字仲泊806番地の２仲泊宿舎１号棟504
債務者　佐保　直美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１６５号
兵庫県川西市矢問２丁目17番54―201号
債務者　中小路博幸
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
兵庫県宝塚市口谷東１丁目16番13号、前住所兵庫県宝塚市中山寺１丁目13番５号
債務者　赤池　理恵（旧姓中浦）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
兵庫県豊岡市栄町1118番地　市営栄町住宅224号室、前住所兵庫県豊岡市城南町17番31号
債務者　中野　正子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
兵庫県豊岡市江本13番地　市営今森住宅１―404号室
債務者　中村　和幸
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
広島県呉市本通１丁目４番26号
債務者　森　りち子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで　広島地方裁判所呉支部